

## 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う 地区計画の一部変更について

### 1 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の改正について

#### （1）改正の背景

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、「風営法」と言う。）の改正前の状況は、ナイトクラブ及びダンスホールは風営法上の風俗営業に該当し、種々の規制を受けていたが、ダンスをめぐる国民の意識の変化や風紀等の面で支障が生じる蓋然性が弱まったことなどから、風営法の規制の緩和が行われたものである。

客にダンスをさせる営業について、その一部を風俗営業から除外するとともに、営業の形態に応じて規制する改正内容となっている（図1参照）。

なお、当該改正については、平成27年の6月24日に公布され、一部の規定を除き、1年以内に施行されることとなっている（平成28年6月23日）。

#### （2）主な改正概要

- ・風営法第2条第1項に規定する風俗営業のうち、ダンスホール<sup>※1</sup>やナイトクラブ（照度10ルクス超）<sup>※2</sup>等が風俗営業から除外される。ただし、風俗営業から除外されるナイトクラブの一部については、新たに定められた規定により、規制が行われる。
- ・風営法第2条第1項各号の統合や削除により、風営法第2条第1項第8号までの規定が、第2条第1項第5号までの規定に変更となる（図2参照）。

※1 ダンスホールは、カラオケボックス等と同様の規制となる。

※2 ナイトクラブは、劇場・映画館・観覧場等と同様の規制となる。

### 2 地区計画の変更について

#### （1）地区計画変更の概要

- ・風営法改正の趣旨を踏まえ、風営法において風俗営業の対象から除外されるものは、地区計画の建築物の用途の制限においても対象外とする。
- ・地区計画において引き続き制限の対象として残すものは、風営法第2条第1項各号の統合や削除に伴う号ずれに合わせ、制限が変わらないように対応を図る。

## (2) 変更する地区計画

改正前の風営法の号数表示を用いている以下の地区計画における地区整備計画について新旧対照表に示すように変更する予定である。

- ・南台一・二丁目地区防災街区整備地区計画
- ・南台四丁目地区地区計画

### 【建築物の用途の制限の変更箇所 新旧対照表】

南台一・二丁目地区防災街区整備地区計画、南台四丁目地区地区計画共通

地区計画の中で示す 地区の細区分名称	建築することができない建築物		風俗営業の変更概要
	旧（変更前）	新（変更後）	
近隣商業地区	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号から第8号までに掲げる風俗営業の用に供する建築物及び同条第6項第2号から第6号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号、第3号から第5号までに掲げる風俗営業の用に供する建築物及び同条第6項第2号から第6号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。	今回の法改正に伴い、風営法第2条第1項各号の統合や削除により、風営法第2条第1項第8号までの規定が、第2条第1項第5号までの規定に変更となります。よって号ずれを変更します。

《今後の流れ》

